富田林市要綱第８号

富田林市消費者安全確保地域協議会設置要綱

（設置）

第１条　消費者の利益の擁護及び増進に関連する関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携し、富田林市における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、消費者安全法（平成２１年法律第５０号。以下「法」という。）第１１条の３第１項に規定する消費者安全確保地域協議会として、富田林市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議、情報交換及び連絡調整を行う。

（１）　消費者安全の確保に関する事項

（２）　消費者被害の防止に関する事項

（３）　消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等に関する事項

（４）　前３号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

（組織）

第３条　協議会は、別表に掲げる関係機関及び本市関係部署に所属する者をもって組織する。

（会議）

第４条　協議会は、産業まちづくり部商工観光課長が招集する。

２　協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（秘密保持）

第５条　協議会の構成員及び出席者は、法第１１条の５の規定に基づき、協議会の活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務局）

第６条　協議会の事務局は、産業まちづくり部商工観光課に置く。

　（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（１）　関係機関

　　　富田林市消費生活センター

　　　　富田林市地域包括支援センター

　　　　一般財団法人富田林市福祉公社

　　　　大阪府警察富田林警察署

（２）　本市関係部署

　　　　産業まちづくり部商工観光課

　　　　健康推進部高齢介護課